熊本保健科学大学における 公正な研究活動行為に関する行動規範

熊本保健科学大学(以下「本学」という。)は、本学の学術研究の信頼性及び 公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての者(以 下「研究者等」という。)及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範をここに 定める。

I. 研究者等の責務

- 1 研究者等は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸 の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に 示す最善の努力を払う。
- 2 研究者等は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自 覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動 する。
- 3 研究者等は、研究環境の整備や研究の実施に供される研究費(公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の資金のほか、寄附金、委託費、その他本学において研究のために使用する経費)の使用にあたっては、広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- 4 研究者等は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表する。
- 5 研究者等は、自らの研究の実施及び成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。
- 6 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講し、 研究不正を防止し、公正な研究活動の推進に努める。

Ⅱ.公正な研究

- 7 研究者等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者等は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、研究費の不正使用等の研究不正をなさず、また加担しない。
- 8 研究者等は、責任ある研究の実施と研究不正の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及

び自らの所属組織の研究環境の質的向上並びにまた、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

Ⅲ. 研究費の適正な運営及び管理

- 9 研究者等及び事務職員は、個人の発意で提案し採択された研究課題であって も、研究費は国民の主に税金を原資としていることから、本学が管理責任を負 っているということ、また、不正使用は大学全体、さらには広く研究活動に携 わる者すべてに深刻な影響を及ぼすことを、十分認識しなければならない。
- 10 研究者等及び事務職員は、研究費等の適正な運営及び管理を行わなければならない。事務職員等は、研究費毎に定められているルール及び本学の関係規則等を十分に理解し、遵守しなければならない。
- 11 事務職員等は、研究費に関するルール等を遵守し、研究費の不正使用の防止に関するコンプライアンス教育に継続的に取り組む。

IV. 法令の遵守等

- 12 研究者等は、研究活動及び研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
- 13 研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。